

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年10月9日開催 (金融先物取引業協会)]

1. 2025事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

- 2025事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を8月29日に公表した。
- については、本方針に掲げた内容を含め、FX取引をはじめ、金融先物取引を扱う金融商品取引業者に対する2025事務年度の監督・検査の方針等について、2点御説明する。

(1. 監督・検査に係る体制の見直し等)

- 2025事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。
- 多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をすることになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしたいだければよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からぬなどの疑問やお気づきのことがあれば、証券課に直接御連絡いただきたい。
- また、現・監督局は、来年度、「銀行・証券監督局」「資産運用・保険監督局」に再編することを目指しているが、こうした体制の見直しにより、金融商品取引業者に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではないと考えている。

(2. 監督上の着眼点)

- 2025事務年度のFX業者に対するモニタリングとしては、
 - ・ 近年、外国為替市場のボラティリティが高まり、FX取引が活性化している状況も踏まえ、日次ストレステストの実施をはじめとする、店頭FX業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況等について引き続きモニタリングを実施するとともに、

- ・ 日次ストレステストの結果でマイナスが生じており財務健全性に疑義のある先などについては、対応状況を確認の上、必要に応じて、リスク低減等を促していく。
 - ・ また、インターネット取引サービスにおける不正アクセス・不正取引被害を踏まえ、近く改正予定である監督指針に基づき、FX 業者に対してもセキュリティ態勢の構築状況等について重点的にモニタリングを行う。
- 特に、セキュリティ態勢の構築状況等については、金融先物取引業協会においても、不正アクセス等防止に向けたガイドラインの一部改正を御検討いただいているところであり、各社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

2. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出している。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

3. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正さ

れ、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。

- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

4. 「金融庁 AI 官民フォーラム」（第 2 回）開催報告について

- 金融分野における AI の健全な利活用を後押しするため、金融庁では、金融機関や IT 事業者等の関係者を交え、AI の活用事例や課題をオープンに議論する場として「金融庁 AI 官民フォーラム」を開催している。
- 2025 年 9 月 18 日に開催された第 2 回フォーラムではデータマネジメントについて、有識者によるプレゼンテーションやパネルディスカッションを行った。フォーラムの模様は YouTube でアーカイブ配信されているので、御覧いただきたい。
- 第 3 回以降のフォーラムでは、AI の利活用時の規制対応上の考慮や AI に係る投資・人材育成面での対応などについても議論を行う予定である。引き続き、積極的にフォーラムに参加していただきたい。

5. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、金融業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

(以 上)